

補助金調書

補助金名	障がい者グループホーム等設置費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL 092-711-4249)	
交付先	団体	民間社会福祉法人等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
補助開始年度	平成15	年度	経過年数	11	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	開設時の共用備品購入費、敷金・礼金等、前家賃、改修費及び消防用設備の補助により、グループホーム等の設置及び利用を促進し、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行を促進するもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 1. 備品購入費…共同生活住居の共用部分で使用する備品の購入費用(上限40万円) 2. 敷金・礼金等…共同生活住居の賃貸借契約にかかる敷金及び礼金等(上限80万円) 3. 家賃…障がい者グループホーム等の開始前1ヶ月分の家賃(上限10万円) 4. 改修費・消防用設備…共同生活住居の改修経費(30万円未満のもの)及び消防用設備にかかる経費(上限30万円) 5. 第1, 第2, 第3及び第4にかかわらず、補助基準額の合計は150万円を超えないものとする。				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	25年度	24年度	23年度	22年度		
	件	13(6) 件	10 件	6 件		
	18,504 千円	8,828(7,086) 千円	7,039 千円	2,448 千円		
24年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム(共同生活援助) 地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。 ● ケアホーム(共同生活介護) 共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行う。 					
補助金交付 による効果	グループホーム・ケアホームの設置が進み、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行が促進されている。					

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。